

永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年8月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第21号

永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例

永平寺町手数料徴収条例（平成18年永平寺町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、第19号を削り、第20号を第19号に、第21号を第20号に、第22号を第21号に繰り上げる

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。